松浦市移住お試し住宅使用契約書

松浦市長　友田　吉泰（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の使用契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　甲は、次の物件（以下「物件」という。）を乙に無償で使用させるものとする。ただし、光熱水費に係る費用は、乙の実費負担とする。

物件の表示　松浦市志佐町白浜免字東ノ本２０１２番地２

建物（７５．４８㎡）

（使用目的）

第２条　乙は、物件を移住お試し住宅として使用するものとする。

（貸付期間）

第３条　契約期間は、　　 年　　月　　日から　 　年　　月　　日までとする。

２　この契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第４条　乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

1. 物件の形質を変改しないこと。
2. 物件を第２条の目的以外に使用しないこと。

（保全義務）

第５条　乙は、善良な管理者としての注意をもって賃借物件の維持保全につとめなければならない。

（遵守事項）

第６条　乙は、貸借期間中、物件の使用に関し次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 不在時等には施錠を行うなど、物件を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。
2. 火気の取扱いに注意するとともに、備付けの設備、家具等を適切に取り扱うこと。
3. 物件周辺の清掃を適宜行い、物件を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
4. ごみ等は、所定の方法により排出すること。
5. その他物件の借受けに関し、甲の指示に従うこと。

（制限される行為）

第７条　乙は、物件において次に掲げる行為をしてはならない。

1. 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
2. 興行を行うこと。
3. 動物の飼育やペットを同伴すること。ただし、事前に松浦市に相談し、許可を受けたものは除く。
4. 展示会その他これに類する催しを開催すること。
5. 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
6. 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
7. 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
8. 物件の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
9. その他賃借物件の借受けにふさわしくない行為をすること。

（損害賠償等）

第８条　乙は、物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合、又は損害が発生した場合は、乙の責任と負担において損害の発生を防止し、又は損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第９条　乙は、物件に投じた有益費又は必要費があってもこれを甲に請求しないものとする。

（契約の解除）

第１０条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合、乙に損害があっても乙は甲に対し賠償を請求することができない。

1. 甲において物件を公用、公共用、公益事業に使用するとき、又は甲の都合により物件を必要とするとき。
2. 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は乙がこの契約に違反したとき。

（暴力団等関与に対する解除）

第１１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 乙が松浦市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
2. 暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 乙が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
4. 乙が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
5. 乙が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定により甲が契約を解除した場合、乙に損害があっても甲は乙に対しその損害を賠償しない。

３　第１項の規定に関して、甲が必要と認めた場合には、甲は長崎県警察本部に照会することができる。

（貸付物件の返還）

第１２条　乙は、第１０条若しくは前条第１項の規定により契約を解除された場合又は契約期間が満了した場合においては、自己の負担で甲の指示する日までに物件を原状に復して甲に返還しなければならない。

２　乙は、故意又は過失により物件又は備付けの設備、家具等を破損、汚損及び滅失したときは、甲が特に認める場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（実地調査）

第１３条　甲が必要があると認めるときは、甲又は甲の指定する職員に物件について調査及び指示させることができる。この場合、乙はその調査及び指示を拒んではならない。

（立入り）

第１４条　甲は、物件の防火、火災の延焼、構造の保全その他物件の管理上特に必要があるときは、乙の承諾を得ることなく、その職員に物件内に立ち入り、必要な措置を執らせることができるものとする。

２　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の職員の立入りを拒んではならないものとする。

（事故免責）

第１５条　物件が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該物件内又は賃借物件周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

（疑義等の決定）

第１６条　この契約に定めるもののほか、疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。上記契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　住　所　松浦市志佐町里免３６５番地

氏　名　松浦市長　友田　吉泰

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞